

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第26条 特定研究員の俸給月額、25万円から120万円までの範囲で1万円単位の額とする。</p> <p>2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(俸給)</p> <p>第26条 } (同 左)</p> <p>2 } </p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、大学が特に認めた場合は、当該研究員の俸給月額を第1項に定める額以外の額とすることができる。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第38号)</p> <p>この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p>